

地域おこし 協力隊の日々

地域おこし協力隊員の紹介

目黒 秀美

こんにちは。地域おこし協力隊の目黒です。移住してからあつという間に半年が過ぎ、新しい年を迎えました。

すっかり寒くなり雪景色が広がる季節となりました。移住して初めての冬は不安もありましたが、冬の山の中の澄んだ空気はとっても気持ちが良いです。

協力隊に就任してからの半年は村を知ることから始めています。いきいきサロンや婦人会の行事に参加し、地域の方とふれあい村のことをたくさん教えていただきました。

私が移住した6月は端午の節句の時期で、でんがらや朴の葉寿司をいただいた事を覚えています。そういった風習を大切にしていたり、家庭で麴から手づくりの味噌を仕込んでいるなど日本の伝統的な手しごとを続けられているお話を聞きすごくいいなと思いました。また、こんにやく作りを体験させていただきました。こんにやく芋を育て、こんにやくを作る過程に時間と手間がかかっている事を始めて知り衝撃を受けました。手づくりのこんにやくはとってもおいしかったです。

このような日本の家庭で昔から続けられている手しごとを自分がすることで次の世代に繋げていきたいなと思います。

私は麴調味料を家庭で作りはじめた事がきっかけで発酵に興味を持ちました。家庭で調味料って作る事ができるんだという新しい感覚で、菌を育てていると愛着も湧いてきます。また、麴調味料を使って料理をすると時短になり、なんだかいつもより美味しいと感じました。さらには腸活もでき、わが家ではかせない調味料となりました。

私の祖母の世代は当たり前に麴を使っていたと思います。が、私の周りでは麴に馴染みのない人が多い印象です。最近では発酵食ブームで麴を使う人は増えたと思いますが、まだまだ少数派だと思います。各家庭に当たり前にある調味料になるといいなと思います。発酵や麴の基礎から学



びながら最近では970年に紅茶キノコの菌で流行し、現在はコンブチャとしてアメリカを中心に海外で流行している発酵ドリンクにも挑戦しています。

皆さんの好きな発酵食品はなんですか？一緒に発酵食品を取り入れて心も身体も健康になりましょう。



雪の
高見山



どっぴい
山草暮らし絵日記
276
平野在住
宮崎利一

目の前の高見山が、まだ雪をかぶって真っ白。早く春がこないかなあ。大空を小鳥が群れをなして飛び交っているというのに。

「春よ来い 早く来い
あるきはじめた みいちゃんが
赤い鼻緒の じよじよはいて
おんもへ出たいと 待つっている
春よ来い 早く来い
おうちの前の 桃の木の
蕾もみんな ふくらんで
はよ咲きたいと 待つっている」

「春よ来い」という歌。
寒い冬が長く続き、早く外に出たい子供の気持ちがよく分かる。
大人だつて家の中でくすぶつっていると「春よ早く来い来い」と大声を上げなくなる時もある。
しかし二月はまだまだ寒い。高見山もまだうつつらと雪模様。
我家は標高五〇〇m。下界とは少し様子が違う。目の前を登山客がうろうろしている所だ。温泉もある。
冬の温泉は気持ちがいい。歩いてすぐの所だからいつでも温泉に入れる。贅沢の極みだ。
温泉の煙突から煙がゆらゆら揺れて山に消え入る。
お昼の露天風呂は気持ちがいい。青空を眺めながら、少し冷たい風に吹かれながらのひと時、極楽極楽。

令和7年2月 奈良県医師会の学術部会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください

相談日の種類	日時	予約の必要	主催する部会
内科疾患に関する 健康相談	2月5日(水) 午後1時30分～2時30分	予約必要 ※受付締切2月4日(火)	奈良県医師会内科部会
目の健康相談	2月18日(火) 午後2時～3時	予約必要	奈良県眼科医会
整形外科に関する 健康相談	2月25日(火) 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切2月21日(金)	奈良県医師会 整形外科部会

場 所 奈良県医師会館 1階 県民健康サービス室 (近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

連絡先 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会各主催部会

TEL 0744-22-8502 FAX 0744-23-7796

国民年金のお知らせ

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付をお忘れなく！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。（その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにきちんと納めましょう。

令和6年度社会保険料（国民年金保険料）控除証明書【見本】

令和6年度社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 2月発送用

ご本人様控
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）

被保険者氏名
基礎年金番号
前年（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

【令和6年中の納付済保険料額】
（令和6年12月31日現在）
納付状況の内訳
年 月 納付対象月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

納付済保険料の証明額

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
被保険者氏名
前年（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。
証明日 令和7年1月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金事業管理課

【令和6年中の納付済保険料額】
納付状況の内訳
年 月 納付対象月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

納付済保険料の証明額

納付済保険料の証明額

納付済保険料の証明額

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、東吉野村税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所
奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所
大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所
桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

令和6年中所得の確定申告の時期です

《所得税の確定申告について》

税務署での納税相談・確定申告の受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。

役場税務保険課でも、上記期間中、役場職員が納税相談・確定申告の受付を行います。

(期間中の土・日・祝日は、閉庁しています。)

《村県民税の申告について》

令和7年1月1日現在、東吉野村内に住所を有する方は、3月17日までに村県民税の申告をしなければなりません。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

○所得税の確定申告書を税務署に提出した方

○勤務先より給与支払報告書が提出されている方(給与以外の所得があった方を除く)

○年金支払者より公的年金等支払報告書が提出されている方(公的年金以外の所得があった方を除く)

◆申告に必要なもの

- ・ 所得金額の計算に必要な書類等
- ・ 源泉徴収票(給与・年金等)
- ・ 控除となるものの証明書(国民健康保険税・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等)
- ・ 所得税が還付になった場合の受取口座がわかるもの(申告者本人の口座)
- ・ 申告者と申告者の扶養になる方の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード等)



※申告は、村県民税の課税資料だけでなく、各種福祉医療・福祉サービス・介護保険・後期高齢者医療保険及び国民健康保険税軽減等の判定にも必要です。

お問い合わせ先 税務保険課(42-0441)

林業退職金共済制度（林退共）のご案内

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

●制度の特徴

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。



●事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。



●労働者の皆様へ

- ・事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受取りましょう。
- ・林業界を引退するときは、忘れずに退職金請求しましょう。
- ・以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。下記へお問い合わせください。



<お問い合わせ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル

TEL 03-6731-2889

FAX 03-6731-2890

- ・ホームページでもご案内しております。

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>



働く方への贈り物

林退共

林退共は林業界で働かれる方のための国が作った「退職金制度」です

「林退共」の退職金制度に加入しましょう。

優秀な人材を確保するために、

定年後、再雇用された場合、中退共制度からの通算も可能です。一人親方も加入できます。

共済手帳をお持ちの皆様へ

- ▶ 事業所が変わるときは手帳を忘れずに受け取りましょう!
- ▶ 林業界から引退したら、忘れずに退職金を請求しましょう!

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2889 FAX 03-6731-2890 <https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

防ごう！住宅火災

奈良県広域消防組合管内では、昨年に266件の火災が発生しています。寒い季節となり火災件数は上昇傾向です。これ以上悲惨な火災を起こさないよう、自宅の防火対策は万全か、今一度見直しましょう。

✓住宅用火災警報器

住宅火災における死者の大半は煙による一酸化炭素中毒を原因とした逃げ遅れによるものです。

こうした逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

⇒設置する必要がある場所・・・寝室、階段上、台所（任意）

※詳しくは吉野消防署まで



✓感震ブレーカー

大地震発生時、火災の約6割が停電復旧後の通電による転倒・破損した器具や配線からの出火等が原因です。そういった電気火災対策には、自動で電気を遮断する感震ブレーカーが非常に有効的です。電気火災から命を守るために、感震ブレーカーの設置を検討してはいかがでしょうか？

✓住宅用消火器

消火器といえばお店などに設置されているイメージですが、住宅用の小型消火器もホームセンターなどで簡単に購入することができます。消火器は初期消火する上で非常に有効なものです。



119番

万が一初期消火ができず、炎が大きくなってしまった場合は迷わず避難し、119番通報しましょう！



奈良県広域消防組合 吉野消防署 TEL 0746-32-1011

奈良県広域消防組合「消防フェス2025」開催！！

奈良県広域消防組合では、「住民参加型広報イベント」として、「消防フェス2025」を下記のとおり開催します。当日は、消防車両の展示や体験を主とした特設ブースに加え、防火・防災啓発ショー、組合マスコットキャラクター「まほろ隊長」と市町村キャラクターとの記念撮影、奈良県立畝傍高等学校吹奏楽部の演奏といったイベントの実施を予定しています。



○開催日時 3月15日（土）10時～15時

○開催場所 橿原運動公園まほろば広場他（橿原市雲梯町323-2）

○アクセス 近鉄南大阪線「坊城駅」徒歩約10分

※イベント開催時には周辺道路の渋滞が予想されます。また、駐車台数にも限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

詳しくは、組合のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.naraksk119.jp/>

（「消防フェス2025」開催記事のQRコード）⇒



○お問い合わせ先 奈良県広域消防組合消防本部総務部総務課 「消防フェス2025」担当

TEL 0744-26-0119

健康づくりポイントの特典交換はお済みでしょうか？

東吉野村に住所を有する20歳以上の皆様に、健康意識の向上及び運動等を身につけ健康づくりの習慣化を目的として実施しています令和6年度健康づくりポイント制度について、健康づくりポイントの特典交換受付を随時行っております。

ご自身のポイントカードをご確認いただき、下記ポイント表の点数を達成されている方は、役場税務保険課窓口で交換してください。

○特典交換ポイント 交換受付期限 4月30日(水)

対象者	ポイント数	特典内容
20歳以上	3ポイント目	500円相当の特典
39歳以下の方	7ポイント目	
	10ポイント目	
40歳以上の方	11ポイント目	
	15ポイント目	
	18ポイント目	

東吉野村健康づくりポイントカード



東吉野村建設工事等入札参加資格審査申請の受付について

東吉野村が発注する建設工事等の契約に関する競争入札に参加するためには、申請が必要です。

- 受付期間 2月3日(月)から2月28日(金)
(土日祝日を除く平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時の間。)
 - 受付場所 〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地
東吉野村役場 地域振興課
 - 申請方法 郵送(※ただし、本村に本、支店がある場合は持参に限ります。)
 - 有効期間 令和7・8年度(測量・設計・調査等業務)
令和7年度(建設工事) ※追加受付
- ※令和6・7年度の建設工事における入札参加資格を有する方(昨年度提出した方)は提出する必要はありません。業種を追加、変更(入れ替え)する場合は、既に入札参加資格を有する業種も含めて申請が必要です。
- 要領・申請書類等 要領と申請書類は東吉野村ホームページ(<http://www.vill.higashiyoshino.nara.jp/>)からダウンロードしてください。
 - お問い合わせ先 地域振興課 地域開発グループ(42-0441)

国民健康保険税第8期分 後期高齢者医療保険料(普通徴収分)第8期分 介護保険料(普通徴収分)第8期分 水道料金の

口座振替日は 2月25日(火) 納期限は 2月28日(金)です。

納付には、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。

- (お問い合わせ先)
- 国民健康保険税 税務保険課
 - 後期高齢者医療保険料について 住民福祉課
 - 介護保険料について 地域振興課
 - 水道料金について

TEL(42-0441)

『春季東吉野材まつり市』開催について



東吉野村の出身である西垣愛太郎氏が創設した「西垣林業株式会社」が、東吉野村の優良材をPRするため、西垣林業株式会社桜井原木市場において「春季東吉野材まつり市」を開催します。

開催に伴い、この「春季東吉野材まつり市」を盛り上げるためにも、多数の東吉野産材の出荷のご協力をお願いします。

開催日時 2月13日(木) 9時開市

開催場所 桜井市大字戒重137番地

西垣林業株式会社 桜井本社内 原木市場

お問い合わせ先 TEL 0744-46-3800 FAX 0744-46-3838

自衛隊募集のお知らせ

【自衛官候補生(中途採用も含む)】

1 **応募資格** 18歳以上33歳未満 ※採用予定月の末日現在

2 **受付締切** 2月12日(水)まで

3 **試験**

- ・筆記試験、適性検査 2月10日(月)～15日(土)のいずれか1日(WEB試験)
- ・口述試験、身体検査 2月15日(土)



お問い合わせ先 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所

TEL 0747-22-3789

令和6年度 住民税非課税世帯への3万円給付金について

国は、物価高により厳しい状況にある低所得者への支援を行うため新たに令和6年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円を支給する方針を決定しました。

これを踏まえて村では、対象の世帯に令和7年2月初旬から順次書類を発送させていただきますので、内容をご確認の上、**令和7年4月30日(水)**までに書類の提出をお願いします。

支給対象となる世帯
○令和6年12月13日時点で村内に住居登録があること
○令和6年度住民税非課税の者のみで構成されている世帯
注) 対象外となる世帯 ◎住民税課税者の扶養親族のみで構成されている世帯

令和6年度子ども加算給付金

国は、物価高により厳しい状況にある低所得の子育て世帯への支援を行うため令和6年度住民税非課税世帯を対象に扶養されている子どもの数に2万円を乗じた額を支給する方針を決定しました。

これを踏まえて村では、対象の世帯に令和7年2月初旬から順次書類を発送させていただきますので、ご確認ください。

支給対象となる世帯
○令和6年12月13日時点で村内に住居登録があること
○令和6年度住民税非課税世帯給付金支給対象者で、平成18年4月2日以降に出生した子どもを扶養している世帯
注) 対象外となる世帯 ◎住民税課税者の扶養親族のみで構成されている世帯

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ先 住民福祉課(42-0441) 受付時間 平日8:30~17:15

パブリックコメントの募集について

本村では、令和2年に「第2期東吉野村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策と子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。この計画が令和7年3月末をもって計画期間が満了することから、内容を見直し、令和7年度を初年度とする「第3期東吉野村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

つきましては、村民の皆さまから広くご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施します。

計画(素案)は、村ホームページからダウンロードいただくか、住民福祉課窓口で閲覧してください。

ご提出いただく「意見書」も、村ホームページからダウンロードいただくか、住民福祉課窓口でお受け取りください。

募集期間 2月1日(土)~2月14日(金)

提出方法 郵送・ファックス・電子メール・住民福祉課窓口へ直接のいずれか

意見を提出できる人

- ・ 村内に住所を有する者
- ・ 村内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 村内に在する事務所または事業所に勤務する者
- ・ 村内に在する学校に在学する者
- ・ 上記に掲げる者のほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

詳しくは、村ホームページをご覧ください。住民福祉課(42-0441)までお問い合わせください。

水道料金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受ける家庭や事業者の負担軽減を図るため、水道料金について令和6年12月から令和7年3月までの4ヶ月分の基本料金を免除とします。

ただし、基本料金を超える超過料金については請求の対象となります。

令和6年度

水道料金		納期限	
令和6年 4月・5月分	通常料金	令和6年	7月 1日
令和6年 6月・7月分	通常料金		9月 2日
令和6年 8月・9月分	通常料金		10月31日
令和6年10月・11月分	通常料金	令和7年	1月6日
令和6年12月・令和7年1月分	基本料金のみ免除 ※超過料金については必要です	令和7年	2月28日
令和7年 2月・3月分	基本料金のみ免除 ※超過料金については必要です		4月30日

※口座振替をご利用の方は、各納期月の25日（25日が金融機関等休業日の場合、翌営業日）が振替日となりますので預金残高のご確認をお願いします。

☆水道料金の納付には便利な口座振替をご利用ください。

申込み手続きは

○南都銀行 ○奈良県農業協同組合（JA） ○ゆうちょ銀行の預貯金口座をお持ちの方は、その金融機関に預貯金通帳と通帳印鑑をご持参の上、お申し込みください。

村内の金融機関には「東吉野村村税等口座振替依頼書」があります。

使用者の皆様に納めていただく水道料金は、水道事業を進めていくための大切な財源です。納期限までに納付してください。

ご不明な点や質問等ございましたら、地域振興課までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 地域振興課（42-0441）

吉野川・紀の川流域協議会主催20周年記念事業 「源流体験会」参加者募集

奈良県川上村、紀の川（吉野川）の源流の森を訪ね、水環境について考えましょう。

- 日時** 3月22日（土）10時集合（16時頃解散予定）
- 集合場所** 森と水の源流館（奈良県吉野郡川上村宮の平）
※希望者には、大和上市駅（9時30分発）と森と水の源流館間の送迎有り（要事前申込）
- 定員** 50人（抽選）
- 申込締切** 2月20日（木）
応募フォームまたは電話で（参加者全員の氏名と年齢、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、緊急連絡先を記入）
※締め切り後、事務局から結果通知を発送予定
- 参加費** 無料
- 備考** 昼食、飲み物各自持参



応募フォーム

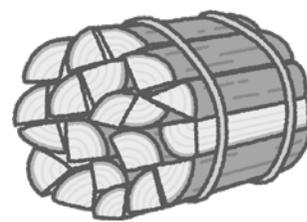
お問い合わせ先 地域振興課（42-0441）

山の学校協議会 第12回薪作りツアー

薪作りしませんか？

東吉野村の間伐材等を使った薪作りツアーを開催します！！薪ストーブや薪ボイラー等を家庭で使用され、また今後薪ストーブの使用をお考えの方を対象に実施します。薪作りに必要な道具については、用意させていただきます。生産した薪については、山の学校協議会が1年間保管し乾燥させたのち、お持ち帰りいただきます。まずはご一報ください。薪のお持ち帰りについては、参加者の自家用車でお願いします。

- 日 時 3月22日(土)
※9時30分集合 ※10時作業開始
- 集合場所 東吉野村大字小川 東吉野村役場
- 定員 5組(15名程度)
- 参加費 3,000円(個人または団体毎)
・家族や団体で参加OK
・参加費に昼食・飲み物代は含まれておりませんので、各自でご用意ください。
- 薪の分配方法 参加費をいただいた方で山分けします。
- 服装・持ち物 作業しやすい服装、着替え、運動靴、軍手、昼食、飲み物等
- 申込み受付期間 2月28日(金)まで(先着順)
定員になり次第締め切ります。
- 申込み方法 電話による申込み
- お申し込み
お問い合わせ先 役場 総務企画課(山の学校協議会担当まで)
TEL 0746-42-0441
FAX 0746-42-0446



興味を持たれた方は
お気軽にお電話ください。

プログラム

9時30分	東吉野村役場集合
10時00分～12時00分	集材、薪割り
12時00分～13時00分	昼食
13時00分～14時30分	薪割り、分配作業
14時30分～15時30分	片付け
15時30分	解散

てんいち先生



駐在所だより

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

桜井警察署 ☎0744-46-0110
宇陀警察庁舎 ☎0745-82-0110

路面凍結によるスリップ事故に注意！

2月は冬本番の月です。

朝、晩は零下まで気温が下がる日が毎日訪れます。

零下になれば道路の凍結が起こり、事故を起こす可能性が大きくなります。

車を運転する際は、念には念を入れた注意を払い、交通事故を起こさない運転を心がけてください。

スリップ事故防止のポイント

- スタッドレスタイヤに交換し、チェーン等を準備しましょう。
- 急発進・急ブレーキ・急ハンドルなど「急」のつく運転はやめましょう。
- 以下の凍結しやすい場所は特に注意して進行しましょう。
 - ①橋の上 ②カーブ ③坂道 ④山道
 - ⑤陽の当たらない場所 ⑥トンネルの出入り口
- スリップ事故の6割は追突事故です。十分な車間距離を取り、安全な速度で進行しましょう。

凍結路は、スタッドレスタイヤを装着していても、スリップしてしまいます。過信することなく、安全な速度・ハンドル・ブレーキ操作で交通事故の発生を防ぎましょう。

出かけるときは時間と心に余裕を持って！！

警察官のコンビニなどでの買い物が容認されました。

地域警察では、街頭活動を強化し「制服」の効果を最大限に活用して、強盗、万引きなどの犯罪の被害や特殊詐欺の犯行に利用されやすいコンビニエンスストアやスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒を推進しています。

そこで、立ち寄り警戒を兼ねた飲食物等購入が容認されましたので、ご理解をお願いします。

災害発生時におけるインターネット上の偽・誤情報に注意！

過去の災害画像などを転用して被害状況を伝えたり、存在しない住所と共に救助を求める投稿などの誤った情報がインターネット上で流されることで、混乱が生じ、真に必要な救助や援助の妨げになることがあります。

不確かな情報は安易に拡散しないようにしてください。

村内の事件事故（12月中）

- 刑法犯等～3件
- 交通事故～人身事故 0件
物損事故 2件



**人権擁護委員による
定例人権相談所を開設します。**

差別や虐待又はセクハラ等、皆さんが困っていることに人権擁護委員が相談に応じます。

日時 2月20日（木）
10：00～12：00

場所 大字小川 村中央公民館



新成人の皆さんと、お笑い芸人「ますだおかだ」増田さん

戸籍の窓

令和6年12月16日から令和7年1月15日までに役場窓口届けられ、ご了承をいただいた方のみです。(敬称略)

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
黒川 今彦	87歳	鷲家
盛口 清平	74歳	小
相野 暲子	94歳	鷲家
藤原 三郎	77歳	鷲家
福井 重夫	83歳	中黒

人の動き

令和6年12月末日現在

●人口	1,499人(−6)
男	704人(−5)
女	795人(−1)
●世帯数	872戸(−3)

()内は先月末現在との比較

編集後記

今月の表紙は、1月12日に開催された二十歳の成人式での1枚です。私が役場に勤め始めた頃、まだ小学校低学年だった子どもたちがこうして大人になっていくのは否が応でも時の流れを感じてしまいます。法律で言うところの「大人」になって久しい私ですが、あの頃描いていた大人像に近づける日は来るのだろうか……さて、年明けから早一月、まだまだ寒さ厳しい毎日ですね。月並みですが、積雪や道路凍結でのスリップ事故には十二分に注意し、被害者にも加害者にもならないよう安全に過ごしましょう。

(やっさん)